

「家族信託」は、一言でいうと親が元気なうちから子に財産の管理を任せる仕組みです。この場合、親を「委託者」、子を「受託者」、そして信託財産から生ずる利益を受ける者を「受益者」と言います。

親が認知症になったら、預金や不動産などの親の財産を、家族のために使えなくなる「財産の凍結」が行われることとなります。そこで、親が元気なうちに、「親のために」子供と財産管理の契約をすること。これが信託の効果を最大限発揮するコツなのです。

今回は、信託を認知症対策と遺言の代用として利用できる機能に絞り、税制面での注意点を説明します。

### ●家族信託の効果

家族信託の効果は三つあります。一つめは、親が子供に財産の管理や処分を任せる「管理委託」の効果です。これで、親は煩わしさから免れ、子供の知恵を財産管理に活かせます。

二つめは「成年後見人」による財産管理と同等の効果です。親が病気や認知症になっても、子供が管理処分の権限を持っているため、成年後見人の利用と同じ効果を得られます。さらに、成年後見制度の利用による費用の負担、裁判所の関与などの煩わしさも避けられるわけです。

三つめは「遺言」の機能です。親が亡くなった後の信託財産（正確には「受益権」といいます）の承継者も信託契約に盛り込んでおけます。

つまり信託を活用すると、認知症や相続で親の財産が凍結され、機能不全に陥るリスクから、逃れることができるのです。

### ●認知症対策と家族信託

認知症による資産凍結を防ぐ方法に、成年後見人制度もあります。家族信託が認知症の事前対策であるの

に対し、成年後見制度は認知症の事後対策といえるものです。

ただ対策とはいえ、成年後見制度は親や家族が望んでも、親本人の直接の利益にならない後見人の行為は、裁判所から制限を受けます。そのため親に現預金や年金収入が十分にあり、不動産の売却は難しくなります。またアパートの老朽化で改装や建て替えをしたくても、また収益不動産の購入・建設、あるいは運用目的で投資信託や国債を購入することも、資金を投下することが親の不利益と捉えられ、不可となってしまふのです。

一方、家族信託の場合には、契約で子供に財産の管理・処分等を託しておけば、管理処分権が子に移るため、成年後見制度に見られるような制約を受けることはありません。

なお家族信託は、財産の管理委託はできるものの、親の「身上看護」までは想定していないので、任意後見制度との併用が現実的だと思えます。

### ●遺言書と家族信託

家族信託は、親の生前から財産の活用や相続税対策が可能で、親の死亡により、相続対策がなされた財産を、信託契約で指定された者に引き継ぎ、そのまま財産管理を継続できます。遺言書による財産の承継では、財産の分割が整うまで財産が凍結されることになるため、凍結期間のリスクを回避できる信託には大きなメリットがあります。

とはいえ、財産のすべてを信託で管理しておくのは現実的でないので、遺留分の紛争防止などを意識して、信託財産以外の財産を遺言書でカバーしておけば、相続がスムーズになると思われます。

つまり、家族信託と遺言書を用いることにより、遺産分割協議の余地

を排除して紛争防止に備えることができるのです。

### ●信託税務の基本的考え方

次に信託税務です。信託契約は、「委託者（親）」と「受託者（子）」との契約になります。その契約に、親の財産から生ずる利益を受ける者（「受益者」）を決めておくわけです。税務の基本は、実際に利益を受ける者に対して課税することが原則ですから、受益者に対して課税されます。認知症対策では、契約で「委託者」が親、「受託者」を子、「受益者」を親とするのが一般的です。この場合、「委託者」＝「受益者」ですから、経済的な利益は移転しないものとして、贈与税や不動産取得税は課税されません。

ただし、信託期間中に相続が発生した場合には、契約に定められた「受益権」の承継者に相続税が課されます。この場合、相続人以外にも「受益権」の承継先を指定できるので、遺言に代用する機能を持たせることができます。

また、信託期間中に得た不動産に係る収益に課される所得税や固定資産税は、親が生存中は「受益者」である親が、相続が発生した場合には、「受益権」の承継者が負担することになります。

契約時は、信託終了時点で残った財産の帰属を決めておくことが一般的です。この場合、信託終了時の受益者が、残った財産を取得する場合は課税されませんが、信託終了時の受益者以外の者が残った財産を取得するという契約だと、受益者から財産を取得した者に経済的利益が移転したとして、相続税や贈与税が課されるので、契約時は注意が必要です。

信託自体では節税をすることはできませんが、節税対策をじっくり実行できる効果は大きいと思います。